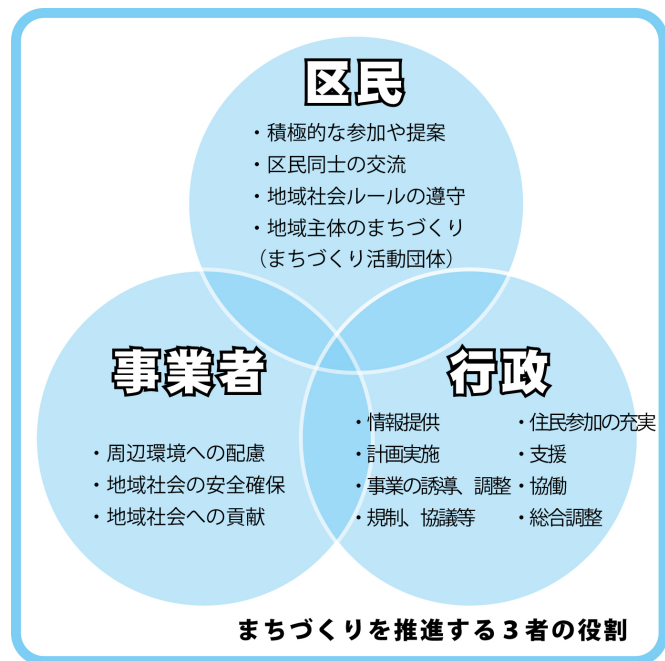


第5章．まちづくりの推進

今後の磯子区のみちづくりは、この磯子区まちづくり方針に基づいて、行政、区民、事業者等がそれぞれ責務を十分意識しながら、コミュニケーションを通じて連携し、取り組んでいきます。



(1) それぞれの役割

①行政の役割

区民や事業者によるまちづくりを支援・調整するなどの役割を果たしていきます。

・情報提供

市が実施する事業をはじめまちづくりに関する情報を区民の皆さんに積極的にお知らせしていきます。

・計画実施

磯子区まちづくりプランに位置付けられた主な取組の実現に向け、その緊急性や重要性を考慮しながら推進してきます。

・事業の誘導、調整

民間事業者が設置主体となる福祉施設や公共交通サービスなどについて、事業者を適切に誘致、誘導します。他の行政機関が事業主体となるものについては、調整を図ります。

・規制、協議等

開発行為や建築行為については、法や条例に基づいて適切に規制・誘導するとともに、必要に応じて事業者と協議します。

・住民参加の充実

まちづくりに多くの区民意見や提案が反映されるよう、様々な工夫を施し充実させます。

・支援

区民の主体的なまちづくりの取組を支援します。

・協働

区民とともに、地域の資源を生かし、地域の実情に配慮しながら、きめ細かなまちづくりに取り組みます。

・総合調整

地域として総合的な視点をもって、関係者との調整を行います。

②区民の役割

- ・地域における様々な活動や行政が実施する施策への積極的な参加や提案をします。
- ・地域に関心を持ち、身近な公園や道路、コミュニティ施設などの管理に協力します。
- ・みんなが気持ちよく住み続けられるよう、区民同士の交流や地域社会のルールを遵守します。
- ・地域の課題解決に向け、地域で主体的にまちづくりに取り組みます。
- ・それぞれの立場に応じた様々な意見があることを理解した上で地域としての合意形成を図ります。

まちづくり活動団体

- ・まちづくり協議会・NPOをはじめとする、まちづくり活動を行う団体は、日ごろの活動を通じて地域課題の解決や、住環境の改善、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・行政は、まちづくり活動団体の活動を支援するとともに、新たにまちづくりに関わる活動を始める市民に対しても、まちづくりに関する制度の説明や組織づくりの支援などを行います。

磯子区で活動するまちづくり活動団体（設立）平成 29(2017)年 2月時点

- ・洋光台まちづくり協議会（H18）
- ・滝頭・磯子まちづくり協議会（H18）
- ・米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会（H24）
- ・メール・ド磯子まちづくりルール運営委員会（H25）
- ・洋光台六丁目南地区地域まちづくりルール運営委員会（H26）
- ・洋光台バスルート検討会（H26）
- ・氷取沢防災まちづくりの会（H28）

③事業者の役割

- ・街並みの維持、向上など、周辺環境に配慮した企業活動を推進します。
- ・所有する資源を生かし、発災時における地域社会の安全を確保します。
- ・事業所本来の活動やボランティア活動を通じて地域社会へ貢献します。

(2) 磯子区まちづくり方針（磯子区プラン）の充実

- ・磯子区まちづくり方針では、目標年次をおおむね 20 年と想定していますが、計画想定期間内であっても上位計画の改定や社会経済状況の変化に応じて見直しが生じた場合には、あらためて区民参加の方法も踏まえより良いものに改善していきます。
- ・また、磯子区まちづくり方針に基づく具体的なまちづくりの検討及び実施状況については、適宜、点検・評価し、その結果を次回の磯子区まちづくり方針の改定にも反映していきます。その実施にあたっては区民の皆さまが参加できる機会を設けます。

参考資料．磯子区まちづくり方針（磯子区プラン改定）の経緯

「磯子区まちづくり方針（磯子区プラン）」の改定は、現況分析、地区懇談会と意見公募で区民の方々と共有し、意見を伺い、上位計画・関連計画との整合性を図りながら、検討を進めました。

